

高知県重度心身障害児・者医療費助成事業に係る関係者会議設置要綱

(目的*)

第1条 高知県重度心身障害児・者医療費助成事業（以下「事業」という。）の対象に精神障害者を加えることについて検討するため、市町村をはじめ有識者や当事者団体、医療、福祉関係者で構成する、高知県重度心身障害児・者医療費助成事業に係る関係者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(役割)

第2条 会議は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 事業の対象に精神障害者を加えるにあたり、必要な事項に関する事。
- (2) その他、事業の実施にあたり、必要な事項に関する事。

(構成及び任期)

第3条 会議は別表に掲げる機関に属する者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会議を総理する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。ただし、初回の会議は、高知県子ども・福祉政策部長が招集する。

(有識者等の招聘)

第6条 会長が必要と認める場合は、有識者等を会議に招聘することができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、高知県子ども・福祉政策部障害保健支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則 この要綱は、令和6年11月19日から施行する。

別表

高知県重度心身障害児・者医療費助成事業に係る関係者会議名簿

分野	機関
福祉関係	高知県社会福祉協議会
学識経験者	高知県立大学社会福祉学部 社会福祉学科
医療関係	高知県精神科病院協会
地域生活支援関係	相談支援事業所
当事者・家族	高知県精神障害者家族会連合会
市町村	高知市
市町村	安芸市
市町村	須崎市
市町村	四万十市
市町村	南国市
市町村	いの町
市町村	津野町